

平成 18 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 鶴 弥
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 鶴 見 栄
(コード番号 5 3 8 6 東証第 2 部・名証第 2 部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 部 長 稲 垣 富 定
(T E L . 0569 - 29 - 3740)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 9 日開催の取締役会において、定款一部変更の件を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 39 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 周知性の向上および公告手続きの合理化を図るため、「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)の規定に基づき、現行定款第 4 条に定める公告の方法を電子公告に変更するものであります。(変更案第 4 条)。また、併せて電子公告ができないときの公告方法も定めるものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、会社法上の用語との整合性の確保、会社法上定款で定めることを要しない規定の削除、定款にその定めがあるものとみなされる事項についての明確化その他会社法に対応して所要の変更を行うものであります。
- (3) 会社法に対応し、単元未満株式を保有する株主の権利を明確化するため、変更案第 10 条の規定を新設するものであります。
- (4) 会社法の規定により、定款に定めれば取締役会の書面決議が可能となることに伴い、機動的な取締役会の運営を図るため、変更案第 28 条の規定を新設するものであります。
- (5) 上記変更に伴い、条数の変更、表現形式の変更、字句の修正、その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)

定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)

以 上

定款変更案

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>(商号)</p>	<p>(商号)</p>
<p>第1条 当社は、株式会社鶴弥と称し、英文では TSURUYA CO., LTD. とする。</p>	<p>第1条 (現行のとおり)</p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 陶器瓦の製造および販売 2. 屋根工事の請負および施行 3. 屋根資材の販売 4. 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p>第2条 (現行のとおり)</p>
<p>(本店の所在地)</p>	<p>(本店の所在地)</p>
<p>第3条 当社は、本店を愛知県半田市に置く。</p>	<p>第3条 (現行のとおり)</p>
<p>(公告の方法)</p>	<p>(公告の方法)</p>
<p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して、これを行う。</u></p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>(発行する株式の総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、25,000,000株とする。</p>	<p>第5条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、25,000,000株とする。</p>
<p>(取締役会決議による自己株式の買受け)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p>
<p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第6条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数)</p>
<p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、100株とする。 2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。</u></p>	<p>第7条 当社の<u>単元株式数</u>は、100株とする。 (削除)</p>

(新設)

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(新設)

(名義書換代理人)

第9条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。
2. 名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示、またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取および買増し、届出の受理その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株券の種類および株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示、またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取および買増し、届出の受理その他株式に関する取扱ならびに手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株券の発行)

第8条 当社は、株式に係る株券を発行する。
2 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しない。

(単元未満株主の売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を請求することができる。

(単元未満株式を有する株主の権利制限)

第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 剰余金の配当を受ける権利
(3) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
(4) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
(5) 前条に規定する単元未満株式の買増し請求する権利

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当社が発行する株券の種類および株式の株主名義書換、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱ならびに手数料は、定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2. 前項その他定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告のうえ一定の日の最終の株主名簿に記載された株主または登録質権者をもってその権利を行使することができる株主または登録質権者とする。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(株主総会の議長)

第13条 (新設)

株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(株主総会の決議要件)

第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数で行う。

2. 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の他の議決権を有する株主を代理人として、その議決権を行使することができ

(基準日)

第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(株主総会の招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会の決議方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することが

<p>る。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の員数) 第16条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第17条 <u>取締役は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>取締役の選任は、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に満了する。</u></p> <p>2. <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会の権限) 第19条 取締役会は、法令またはこの定款に定める事項その他会社の業務執行に関する重要事項を決定する。</p> <p>(代表取締役の選任) 第23条 <u>当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選任する。</u></p>	<p>できる。</p> <p>2. <u>前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録) 第18条 <u>株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第19条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数) 第20条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の選任) 第21条 <u>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>(取締役の任期) 第22条 <u>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の権限) 第23条 (現行のとおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 <u>当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</u></p>
---	---

<p>(新設)</p>	<p><u>2 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>3 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役以外の業務執行取締役を1名選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>4 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p><u>第24条 取締役会の決議をもって取締役社長を選任する。</u></p> <p><u>2 取締役会の決議をもって取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ若干名を選任することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p><u>第20条 取締役会は取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u> <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</u> <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第26条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第28条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第22条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、出席した取締役および</u></p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議</u></p>

<p>び監査役がこれに記名捺印する。</p> <p>(取締役会規則) 第21条 取締役会に関するその他の事項は、別に取締役会で定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬) 第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役の員数) 第26条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第27条(新設) <u>監査役は株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(補欠監査役) 第27条の2 <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 2. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第27条の規定を準用する。</u> 3. <u>第1項により選任された補欠監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 4. <u>補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの期間とする。</u></p> <p>(監査役の任期) 第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結した時に満了する。 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任し</u></p>	<p>事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規則) 第30条 (現行のとおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第31条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置) 第32条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の員数) 第33条 (現行のとおり)</p> <p>(監査役の選任) 第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任し</p>
---	--

た監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤の監査役)

第29条 当社は、監査役の互選により常勤監査役を定める。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対して会日より3日前に発する。
ただし、緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。

(監査役会の決議)

第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってする。

(監査役会の議事録)

第33条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。

(監査役会規則)

第32条 監査役会に関するその他の事項は、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役の報酬)

第34条 監査役の報酬は株主総会の決議により定める。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

た監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 (現行のとおり)

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第40条 (現行のとおり)

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第42条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株

<p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(営業年度および決算期)</p> <p>第35条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金および中間配当金)</p> <p>第36条 当社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、支払う。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録質権者に対し、中間配当金(商法第293条ノ5に定める金銭の分配をいう。以下同じ。)を支払うことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(配当金の排斥期間)</p> <p>第37条 <u>利益配当金または中間配当金についてはその支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>経過措置</p> <p><u>本定款の第7条については、平成17年10月31日まで、改定前の条文を適用する。なお、配付先の旧版規定は平成17年11月1日以降に廃棄する。</u></p>	<p style="text-align: center;">主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第47条 当社は、<u>株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第48条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第49条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">2. <u>未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</u></p> <p>(削除)</p>
--	--